

山形市成年後見センターだより

こんにちは！！山形市成年後見センターです！！

現在、山形市社会福祉協議会では法人後見97名受任し、市民後見人7名の市民後見監督人を務めております。

今月より令和5年度市民後見人養成基礎講習が始まりました。新たな市民後見人候補の皆さんに出会えるのが楽しみです！ご興味のある方はぜひセンターへお問い合わせください♪

☆☆☆よくある相談☆☆☆

～後見相談立ち寄り所～

Q.親族が高齢となり、金銭管理や身の回りの支援が必要になり、一人で生活することに不安が大きくなっている。遠方からすべて手伝うには限界がある。必ず後見制度を利用しないと生活できなくなるのですか？



Q.後見制度を申し立てるときのタイミングはいつ頃がいいのでしょうか。

お問い合わせが多かった相談内容を紹介します！！

A.遠方にお住まいの方で全てを支援するのは難しいと思います。本人の判断能力によっては福祉サービス利用援助事業を利用し、住み慣れた所で生活できるよう支援することができます。必ずしも後見人を申立てないと生活できないというわけではありません。



A.後見制度の申立ては、本人の判断能力低下について医師より意見が記された専用の診断書が必要ですので、その頃申立てを行うことになります。判断能力がなくなる前に決めておきたい場合は任意後見制度がありますのでご検討ください。

誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、皆様の不安に寄り添い、丁寧な対応を心がけております。
ご来所でのご相談は事前予約をお願い致します。(後見センター674-0680)

職員一同